

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和2年2月18日（火）

担当課：都市施設部 道路安全対策課

件 名：大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定について	
提出理由：大和市歩きスマホの防止に関する条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・情報化の進展により、スマートフォンなどのモバイル端末（以下、スマホ等）の急速な普及が進み、人々がメールやウェブページの閲覧、SNS による交流や地図情報アプリによる道順案内等、リアルタイムで情報を入手する機会が格段に増加している。 ・こうした中、道路交通法では、自動車や自転車の運転中にスマホ等の画面操作を行う「ながらスマホ」に関しては、違反行為となっているものの、スマホ等の画面を注視しながら歩行する「歩きスマホ」に関しては規制の対象外となっている。 ・「歩きスマホ」は、画面を注視することで極端に視野が狭まり周囲への注意が散漫になることから、全国各地で信号無視、他の歩行者への通行妨害や車両との衝突などが後を絶たない状況である。 ・先般、市内 2 か所で通行人を測定した結果、歩行者の約 12%が「歩きスマホ」を行っていた。さらに、市内で「歩きスマホ」が原因で負傷し、救急搬送された事例も発生している。 ・こうした状況を改善するため、「歩きスマホ」の防止に資する条例の制定などにより対策を講じていく必要がある。 2. 条例に定める主な内容 (1) 目的 ・公共の場所における「歩きスマホ」を防止するための基本的事項を定め、誰もが安心して快適に通行し、利用できる公共の場所を確保すること。	(2) 定義 ・「歩きスマホ」をスマホ等の画面を注視しながら歩行する行為と定めるほか必要な用語の定義を規定する。 (3) 市の責務 ・市は、「歩きスマホ」防止に必要な施策を推進する旨を規定する。 (4) 市民等及び事業者の責務 ・市民等及び事業者は、市が実施する「歩きスマホ」の防止に関する施策に協力する旨を規定する。 (5) 歩きスマホの防止 ・何人も、公共の場所において「歩きスマホ」を行わないようにしなければならない旨を規定する。 (6) 施策 ・市は市民等及び事業者と連携し、情報収集や啓発活動等を実施する旨を規定する。 (7) 財政上の措置 ・市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定める。 ※本条例は、啓発活動等を実施することによる「歩きスマホ」の防止を主な目的とするものであり、罰則規定は設けない。 3. 条例制定の時期 ・令和2年7月24日からの東京オリンピックの開催に伴い、「歩きスマホ」による情報収集や発信などの機会が増えることが予想されることから、令和2年7月1日を公布、施行日とする。
経 過 R2.1 市内 2 カ所において歩きスマホに関する調査を実施	今後の予定 R2.2～ 警察署等との調整 R2.3 市民意見公募手続の実施 R2.6 議会上程 R2.7 条例公布・施行